

岡山県地域密着型サービス評価実施要領

1 目的等

- (1) この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 8 項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 86 条第 2 項に基づき実施される、認知症対応型共同生活介護の事業所（介護予防事業所を含む。以下「事業所」という。）に係る自己評価及び外部評価について必要な事項を定める。
- (2) 自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、上記基準を上回るものとして設定するものである。また、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うものであり、これによって、事業者は、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものである。

2 自己評価及び外部評価の実施回数

- (1) 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年度内に 1 回は自己評価及び外部評価を受けるものとする。
- (2) 新規に開設する事業所については、開設後概ね 6 ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後 1 年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。
- (3) ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。
- (4) 県は、過去に外部評価を 5 年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、(1)の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5 年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

なお、県は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 別紙 4 の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、前年度に 6 回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 別紙 4 の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の 2、3、4、6 の実践状況（外部評価）が適切であること。

- (5) (4) の規定により外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とする取り扱いを希望する事業所は、様式 1 により申請する。

- (6) 県は、当該事業所の指定及び指導を行っている市町村に対して、(4)の規定の適用について、同意の有無を様式2により照会する。
- (7) 市町村は、県に対して同意の有無を様式3により回答する。
- (8) 県は、事業所に対し、(4)の規定の適用の有無について様式4により通知する。
- (9) 県は、市町村に対し、(4)の規定の適用の有無について様式5により通知する。

3 自己評価の実施

- (1) 事業者は、県の定める自己評価に係る項目により、自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。
- (2) 自己評価の評価項目は、別紙1のとおりとする。ただし、事業者が運営方針等を踏まえて独自の項目を加えることは差し支えないものとする。

4 外部評価の実施

- (1) 事業者から評価機関に対する申込み

ア 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関（県内の事業所に係る外部評価を適切に実施することができると認めて県が選定した法人をいう。以下同じ。）に申し込むものとする。

イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙2の1のとおりとする。

ウ 評価調査員が受講する研修、評価機関が外部評価を行う際の業務実施要領の参考例及び評価機関が事業者と契約を行う際の評価業務委託契約書の参考例については、それぞれ別紙2の2、別紙3の1及び別紙3の2のとおりとする。

- (2) 評価機関による外部評価の実施

ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。この場合における契約書の参考例については、別紙3の2のとおりとする。

イ 評価機関は、別紙3の1の参考例に基づき業務実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

- (3) 外部評価項目

外部評価の評価項目は、別紙1のとおりとする。

- (4) 事業所へのアンケート

評価機関は、外部評価を実施する事業所に対し、訪問調査の方法や外部評価の感想等についてのアンケートを実施し、評価機関としての質を高めるよう努めるものとする。

5 評価結果の公開

- (1) 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」（以下「評価結果等」という。）を広く公開するものとする。

- (2) 評価結果の公開を行う場合の公表様式は、別紙4のとおりとする。
- (3) 事業者は、評価機関から提出された評価結果等を、
- ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。
 - ② 事業所内の見やすい場所に備え付けること等のほか、入居者の家族に送付等を行うものとする。
 - ③ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出するものとする。
この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。
 - ④ 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。
また、併せて別紙4の「3 サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましい。
- (4) 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年1月24日から施行する。
- 2 1に伴い、岡山県認知症対応型共同生活介護サービス自主評価実施要領及び岡山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領については廃止する。
- 3 2にかかわらず、平成19年3月31日までは、岡山県認知症対応型共同生活介護サービス自主評価実施要領及び岡山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領に基づき評価を実施できるものとする。
- 4 本要領第4(5)の事業所へのアンケートについては、別に定めるところにより、平成19年度から実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月24日から施行する。
- 2 1にかかわらず、平成21年9月30日までに外部評価を実施する場合は、自己評価を含めて改正前の岡山県地域密着型サービス評価実施要領に基づき評価を実施する。
- 3 本要領第2(4)の、外部評価の実施回数を2年に1回とする取扱いは、平成22年度以降の外部評価から適用する。
- 4 改正前の岡山県地域密着型サービス評価実施要領により平成21年度の外部評価を実施した認知症対応型共同生活介護事業所については、本要領第2(4)の、外部評価の実施回数を2年に1回とする要件について、平成22年度中は、ア及びエの内容を下記のとおりに読み替える

ア 改正前の岡山県地域密着型サービス評価実施要領の「外部評価結果」及び別紙4

の「２ 目標達成計画」を市町村に提出していること。

「２ 目標達成計画」については、改正前の岡山県地域密着型サービス評価実施要領による外部評価の結果に基づいて作成し、平成２１年度中に提出することを認める。

エ 平成２１年度に実施した外部評価の評価項目３３、３５、３６が「できている」であること。

附 則

- １ この要領は、平成２７年４月１日から施行する。